

個人情報保護法の見直しについて

2019.05.17.

小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D.

日本大学 危機管理学部 教授

1. 利用停止等について
 - 1-1. 個人情報取扱いの適法化根拠
 - 1-2. 適法化根拠と管理者の義務 (GDPR)
 - 1-3. 本人意思の反映の課題

2. 匿名加工について
 - 2-1. 匿名加工と匿名化
 - 2-2. 匿名化・仮名化を行う目的
 - 2-3. 「匿名化」の課題

3. 域外適用について
 - 3-1. 域外適用に関する規定
 - 3-2. 個人情報保護法の域外適用
 - 3-3. 域外適用の課題

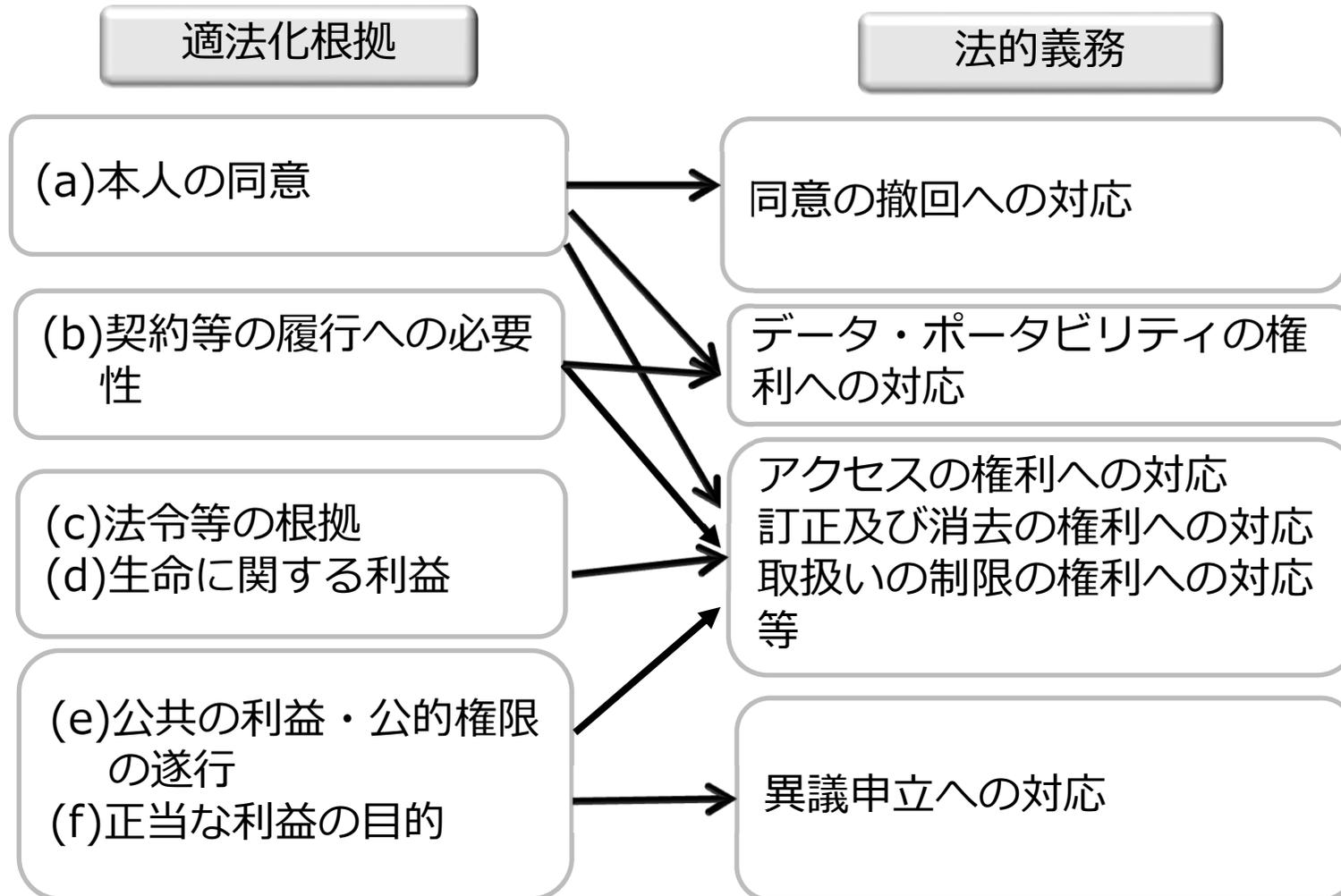
1. 利用停止等について

1-1. 個人情報取扱いの適法化根拠

	個人情報保護法 (日本)	GDPR (EU)	FTC法 (米国)
取得・ 利用時	利用目的の特定、通知 または公表等を行えば 本人の同意や正当化事 由は不要		
取得後 の目的 変更・ 第三者 提供	(第16条 第23条1項) <ul style="list-style-type: none"> • 本人の同意 • 法令に基づく場合 • 生命・身体・財産の 保護 (同意困難の場 合) • 公衆衛生の向上・児 童の健全な育成の推 進 (同意困難の場 合) • 公的機関による法令 の定める事務の遂行 への協力 (同意によ る支障) 	(6条) (a)本人の同意 (b)契約等の履行への 必要性 (c)法的義務 (d)生命に関する利益 (e)公共の利益・公的 権限の遂行 (f)正当な利益の目的	(15U.S.C.§45(a)(1).) 商業活動に関わる不公 正な競争手段と、商業 活動に関わる不公正ま たは欺瞞的な行為また は慣行は違法

出典：各法の条文をもとに作成

1-2. 適法化根拠と管理者の義務（GDPR）



出典：GDPRの条文をもとに作成

(参考) GDPR「本人の同意」

	概要
①自由な同意	本人が自由に選択したものでなければ、有効な同意とはみなされない。同意を拒否したり、あとで撤回したりすると不利益を受けたりするようなことがあれば、その同意は、自由な同意ではない
②特定された同意	同意を取得する際には、どのような利用目的のためにどのように個人データが取り扱われるのかをはっきりさせ、その全てについて取得される必要がある。明らかに複数の利用目的がある場合に、包括的に同意取得することは許されない
③事前説明を受けた同意	同意が有効であるためには、本人が、少なくとも、管理者の身元、及び、その個人データについて予定されている処理の目的を認識していなければならない
④不明瞭ではない表示による同意	個人データの取扱いに対する同意であることがわかるように、他の契約条件等とは明確に区別して、本人の意思を確認する必要がある。一般の利用条件の中に同意を紛れ込ませてはならない。
⑤明らかに肯定的な行為による同意	同意は、本人がはっきりと表明したものでなければならない。

出典：第29条作業部会「同意に関するガイドライン（WP259 rev. 01）」
（2017年11月28日、2018年4月10日最終修正・採択）等をもとに作成

(参考) GDPR 「正当な利益の目的」

【考慮要素】

本人の基本権とのバランス	追加的な安全策の評価
<ul style="list-style-type: none">• 利益の性質（基本権、その他の利益、公共の利益）• データが取り扱われない場合に、管理者、第三者又はより多くの人々が、被る可能性のある不利益• データの性質（機微情報該当性）• 本人（未成年者、従業員等）と管理者（市場支配的な地位にある企業かどうか等）の関係• データの処理方法（規模、データマイニング・プロファイリングの有無、公表の有無）• 本人の基本権や利益のうち、どのようなものが影響を受ける可能性があるのか本人合理的な期待を考慮する。• 本人への影響と、管理者が得られる利益の具体的比較	<ul style="list-style-type: none">• データの最小化（例えば、データ収集の厳格な限定、又は使用後のデータの即時削除）• 当該データを利用して、個人に関する意思決定その他の行為が行われないようにするための、技術的および組織的措置（「機能的分離」）• 匿名化技術、データの集約、プライバシー向上技術（PET: Privacy Enhancing Technology）、プライバシー・バイ・デザイン、プライバシー・データ保護影響評価の幅広い使用• 透明性、一般的かつ無条件に意義を申し立てる権利（オプト・アウト）、本人の自由度を拡大するためのデータ・ポータビリティとその関連措置の拡大

出典：第29条作業部会「95年データ保護指令におけるデータ管理者の適法な利益の意義に関する意見書（844/14/EN, WP217）」2014年4月9日）をもとに作成

1-3. 本人の意思反映に関する課題

- 個人情報保護法では、本人の意思を反映しうる場面が、ほぼ第三者提供と利用目的変更の場合だけに限定されており、例えば、本人が望まない情報が収集・利用されても、法律上は問題とされない場合がある。特に内部利用については、そもそも本人の意思を反映させる制度になっていない。
- 個人情報利用の多様化によって、内部利用についても、本人の意思に反する利用を抑制し、弊害や危険の大きな行為類型を制限することで、弊害を予防したり、解消したりする必要性は大きくなっている。利用目的に本人の意思を反映させる制度（利用停止の拡大等）を導入することは必要である。
- 一方で、事後的に第三者提供や利用目的変更を行うための条件は厳格であり、社会的に許容されるべき利用が制限される可能性がある（例：情報セキュリティ対策のための情報共有等）。
- 第三者提供や利用目的変更について、「適正な利益の目的」のような一般規定を導入することも検討すべきである。このような規制を導入する場合には、個人情報保護委員会の裁量のある程度認め、実質的判断を行うようにする必要がある。

- ネットワーク及び情報の安全性を確保する目的のために厳密に必要な性であり、かつ、比例的な範囲内で行われる個人データの取扱い、例えば、保存される個人データ若しくは送信される個人データの可用性、真正性、完全性及び機密性を阻害し、また、公的機関、コンピュータ緊急対応チーム(CERT)、コンピュータセキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)、電子通信ネットワークのプロバイダ及び電子通信サービスのプロバイダ、並びに、セキュリティ技術及びセキュリティサービスの提供者によって、そのネットワーク及びシステムを介して提供され又はアクセス可能なものとされている関連サービスの安全性を阻害する事故、又は、違法な行為若しくは悪意ある行為に対して、所与の機密性のレベルにおいて対抗するためのネットワークシステム又は情報システムの能力を確保することは、関係するデータ管理者の**正当な利益を構成する**。これには、例えば、電子通信ネットワークへの無権限アクセス及び悪意あるコード配布を防止すること、並びに、「サービス拒否」攻撃やコンピュータ及び電子通信システムの破壊行為を阻止することが含まれる。(GDPR前文 (49) 個人情報保護委員会 仮日本語訳)

2. 匿名加工について

2-1. 匿名加工と匿名化

匿名加工情報（個人情報保護法）	匿名化（GDPR）
<ul style="list-style-type: none"> ①特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、②当該個人情報を復元できないようにしたもの いかなる方法を持ってしても、絶対に特定の個人を識別できないこと、特定の個人を復元できないことまでを要求するものではない 	<ul style="list-style-type: none"> データ主体（本人）を識別できないようにすることを指し、匿名化されたデータは個人データに該当せず、GDPRの対象にならない（前文（26）項）。 その情報から、ある個人一人が選ばれることがありえない場合にのみ、匿名化された情報と認められる*。
<p>（参考）「補完的ルール」 EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、（中略）匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、法第2条第9項に定める匿名加工情報とみなすこととする</p>	<p>（参考）仮名化 当該追加情報が別に管理され、個人データを識別され又は識別され得る自然人に帰属させないことを保障するための技術的及び組織的措置に服することを条件に、追加情報を利用しないと、個人データをもはや特定の本人に帰属させることのできない態様による個人データの処理（第4条（5）項）</p>

*第29条作業部会「匿名化技術に関する05/2014意見（WP216）」（2014年4月10日）。それぞれの情報が一人の個人と実質的に対応している限り、このような状態にすることは、現実にはかなり困難である

2-2. 匿名化・仮名化を行う目的

- 日本における匿名化や匿名加工の議論は、個人情報該当性に集中する傾向がある
- EUにおける匿名化・仮名化は、個人情報該当性だけでなく、多面的に評価される
- 米国では、匿名化・仮名化によって軽減すべき義務が少ないため、実質的には安全管理措置として考えられる場合が多い

【匿名化の目的（イメージ）】

	日本	EU	米国
個人情報該当性	◎	○	△
安全管理措置	△	○	○
正当化事由	X	○	X
消去・利用停止	X	○	X

2-3. 「匿名化」の課題

- 日本の「匿名化」に関する議論は、個人情報保護該当性に集中する傾向がある。しかし、個人情報該当性を排除する「匿名化」は、グローバルには厳格に照合可能性を排除したものと考えられており、それぞれの情報が一人の個人と実質的に対応している限り、現実にはかなり実施が困難である。
- そもそも匿名化・仮名化には、個人情報取扱いの安全性向上や、本人の権利利益侵害の可能性を低減することで、「適正な利益の目的のための利用を可能にするなど、多面的な目的がある。
- 個人情報保護該当性が関心が集中する背景には、もともと個人情報の内部利用にあまり制約がなく、その一方で事後的な利用目的の変更や第三者提供について本人の同意が必要となるという、個人情報利用に関する自由度のギャップがある。
- 匿名加工情報の推進や「仮名化」の制度の検討よりも、第三者提供や利用目的変更について「適正な利益の目的」のようなバランステストを伴う一般規定を導入することの方が、情報および匿名化技術のより有効な活用に資するのではないか。

3. 域外適用について

3-1. 域外適用に関する規定

個人情報保護法（日本）	GDPR（EU）	FTC法（米国）
<p>(第75条) 国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する (対象規定)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 個人情報取扱事業者の義務規定 • 委員会の権限等（第40条：報告及び立入検査、第42条2-3項：命令を除く） 	<p>(第3条)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EU域内の管理者または処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱い 2. EU域内に拠点のない管理者または処理者によるEU域内のデータ主体の個人データの取扱い： <ul style="list-style-type: none"> (a) EU域内のデータ主体に対する物品またはサービスの提供 (b) EU域内で行われる行動の監視 	<p>(15 U.S.C. § 45(a)(4).) 「不公正または欺瞞的な行為または慣行」には、海外の商業活動で米国内合理的に予測しうる範囲の損害を米国内に生じるか、米国内に物理的影響を及ぼすものも含む</p>

出典：各法の条文をもとに作成

3-2. 個人情報保護法の域外適用

○ 個人情報保護法第75条

- 第15条、第16条、第18条（第2項を除く）、第19条から第25条まで、第27条から第36条まで、第41条、第42条第1項、第43条及び次条の規定は、国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報をを用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する。

○ 適用が明示されていないもの

- 第17条：適正な取得（当然適用）
- 第18条2項：直接書面取得の際の利用目的の明示（当然適用）
- 第26条：第三者提供を受け受ける際の確認（本人からの取得でない）
- 第37-39条：匿名加工情報の提供、識別行為の禁止、安全管理措置（本人からの取得でない、匿名加工情報の作成等に関する規定は適用）
- 第40条：報告及び立入検査（指導及び助言に関する規定は適用）
- 第42条2-3項：命令（勧告に関する規定は適用）

3-3. 域外適用の課題

- 日本では、国外での公権力行使について、特に法執行に関して慎重な対応が取られる場合が多い。個人情報保護法の域外執行に関する規定でも、公権力の行使に当たり得るものを丁寧に除外している。
- 国家は、自国の領土以外の領域であっても適用される法律を制定する権限（立法管轄権）を有している。しかし、他国領域内での執行管轄権の行使は、当該国の同意か正当な権限の付与がなければ、主権侵害になる（United Nations Security Council Resolution 138(1960), Question relating to the case of Adolf Eichmann)
- しかし、どのような行為が自国領域外での執行管轄権の行使として他国の主権侵害となるのかについては明確な基準がない。また、例えば近年では、競争法分野で、域外適用が積極的に行われるようになっている（最判平29・12・12第三小法廷等を参照）。
- 少なくとも、あらかじめ執行可能性を排除することは一般的ではない。報告、立入検査、命令、罰則等の適用をあらかじめ条文上で除外する必要はなく、相互主義の観点からも、規定上は域外適用を広く定めるべきである。